

令和2年度 長野県人権政策審議会議事録

- 1 日時：令和3年2月1日（月）午後1時30分～15時30分まで
- 2 出席者
委員：一由貴史、聲山典生、閻 小妹、小林広美、菅沼 尚、
中島 敏、西澤みち子、花岡賢一、増田英子
長野県：県民文化部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会、警察本部
(事務局 人権・男女共同参画課)

1 開 会

(事務局 鷹野補佐)

こちらは事務局でございます。リモート出席の皆様、音声は聞こえますでしょうか。映像のほうは大丈夫でしょうか。

皆様、お忙しい中、本日は御出席ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、長野県人権政策審議会を開会させていただきます。

事務局を担当いたします人権・男女共同参画課、鷹野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の開催は、新型コロナの感染拡大防止に向けて、リモート開催としております。リモートでの開催は、本審議会は初めてとなりますが、円滑な進行となるよう事務局として十分留意してまいりたいと思います。至らない点があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

なお、会議の内容を録音して議事録を作成いたします。そのため、発言の際はマイクをお使いいただくとともに、発言前には、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日は委員の委嘱をさせていただきましたから、初めての審議会でございますので、議事におきまして、会長等が選出されるまでの間、私のほうで進行を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、最初に委員の委嘱について御報告申し上げます。昨年4月1日付で10名の皆様に委員を委嘱申し上げました。2年間の任期となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会は、清水恵美子委員から所用のため欠席する旨の連絡がございました。3名の委員の御出席、6名の委員のリモート出席によりまして、計9名の委員の皆様に出席いただいておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定によりまして、本日

の会議が成立していることを御報告申し上げます。

2 あいさつ

(事務局 鷹野補佐)

それでは、開会に当たりまして、長野県県民文化部長、増田隆志から御挨拶を申し上げます。

(増田県民文化部長)

長野県県民文化部長の増田隆志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、皆様大変御多忙のところ本審議会に御出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。また、今進行のほうからございましたように、リモートで御参加をお願いしている皆様もいらっしゃると思います。また、私もリモートで参加させていただきます。どうぞお許しいただきたいと思っております。本当に御多忙のところありがとうございます。

また、改めまして、委員の皆様方には、平素から県政の推進に対しまして、人権のことのみならず、それぞれのお立場で御支援、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

また、今事務局からございましたように、4月1日から、当審議会の委員についてお願い申し上げましたところ、御快諾を頂戴いたしました。大分時間が経過してしましまして、大変恐縮ではございますが、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。どうぞ、来年度末まで、県の人権政策につきまして、幅広い見地から御意見を賜り、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ここ1年以上、新型コロナの感染によって、社会に大きな影響が出てきているわけでございますけれども、感染者や医療従事者の皆様等への差別や誹謗中傷が、非常に大きな深刻な問題となっております。

また、このコロナ禍では同時に、雇用におけます在留外国人ですとか、非正規雇用者の就労ですとか、そういった社会的に弱い立場にある方々に対しての多くの問題を浮き上がらせてきていると感じております。

本年度県民意識調査を行いましたところ、こうしたコロナに関わることのほかにも、障がい者ですとか、ネットによる人権侵害ですとか、同和問題など、様々な人権に関わる問題が指摘されているところでございます。今、人権に対して、私たち一人一人が、また県の取組といたしましても、改めて問われているときではないかと感じているところでございます。

本日は、令和2年度の人権施策などについて内容として御審議をいただくところではございますが、一方、長野県の人権政策推進基本方針、これは平成22年に作成いたしました

が、10年を経過しております。今申しあげましたように、県の人権施策を見直して、さらに進めていく必要があると感じている時期でもございます。ぜひ、人権が守られる長野県の実現に向けまして、委員の皆様方には、豊富な御経験から、あるいは現場に即した御意見を忌憚なく頂戴いたしますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議事項に入りますけれども、闊達な御意見を頂戴いたしますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 鷹野補佐)

それでは、議事に入ります前に、出席者の御紹介を行いたいと思います。

私のほうから、審議会委員名簿に従いまして、委員の皆様のお名前を御紹介申し上げます。大変恐縮ですが、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

リモート出席の委員におかれましては、お手数ですが、御発言の際はマイクをオンに、終わりましたらマイクをオフに操作くださいますようお願いいたします。

まず、一由貴史委員、お願いできますでしょうか。

(一由委員)

会場に参加しております弁護士の一由と申します。長野市で弁護士をしております。よろしくお願い致します。

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、犛山典生委員、お願いいたします。

(犛山委員)

長野県経営者協会です事務局長をやっております犛山典生と申します。今回初めての参加となりますので、なかなかお力になれないかと思いますが、今年はよろしくお願い致します。

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、閻小妹委員、お願いいたします。

(閻委員)

こんにちは。信州大学の全学教育機構に勤めていました。定年後も研究を続けるために、今年度も続けて特任として仕事をしています。よろしくお願い致します。

(事務局 鷹野補佐)

ありがとうございます。

続きまして、小林広美委員、お願いいたします。

(小林委員)

長野県介護支援専門員協会の小林と申します。高齢者の立場から、また代弁できるようなことがあればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局 鷹野補佐)

申し上げましたが、清水恵美子委員は今日御欠席でございます。

続きまして、菅沼尚委員、お願いいたします。

(菅沼委員)

長野市立長野高等学校・長野中学校の校長の菅沼尚と申します。よろしくお願ひします。継続ということで、また今年もお世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、中島敏委員、お願いいたします。

(中島委員)

中島敏と申します。元同和教育推進協議会の会長ということで、教員をやっております、退職後、現在は、坂城町の教育委員会の教育長職務代理という仕事をしています。

以上です。

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、西澤みち子委員、お願いいたします。

(西澤委員)

こんにちは。西澤みち子と申します。人権擁護委員をしております。今、まさにいろいろなコロナ関係を中心として相談を受けている仕事をしています。よろしくお願ひいたします。

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、花岡賢一委員、お願いいたします。

(花岡委員)

長野県議会より参加させていただいております花岡賢一でございます。出身は佐久市、

選出選挙区は、佐久市・北佐久郡となります。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、増田英子委員、お願いたします。

(増田委員)

長野市内で小児科の開業医をしております増田です。長野県の小児科医会子どもの心検討委員もしております。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局 鷹野補佐)

委員の皆様、ありがとうございました。

次に、県側の出席者でございますが、増田県民文化部長のほか、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課柳沢課長以下職員、そして庁内の人権施策に係る課の職員でございます。出席者の職・氏名は、県関係出席者名簿のとおりでございます。

なお、新型コロナの感染拡大防止のため、本日は関係課職員の出席を限定しております。委員の皆様からの御意見に対してお答えできる関係課が出席していない場合につきましては、後日委員意見を関係課に照会いたしまして、回答は文書等にて委員の皆様にお送りいたしますので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、議事に入る前に資料の確認をお願いたします。事前にお送りしてございます資料につきましては、会議次第、審議会委員名簿、それから、資料1といたしまして、令和2年度人権施策一覧、資料2といたしまして、令和2年度新規・拡充事業等の概要、資料3といたしまして、令和2年度人権に関する県民意識調査(速報)、資料4といたしまして、新型コロナウイルス感染症に関する各分野の取組についてでございます。その他、県関係出席者名簿をお送りしてございます。

なお、資料につきましては、説明等の際には画面で資料を共有させていただきますので、お手元の資料とともに御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了は、概ね午後3時30分ごろを予定しておりますので、円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。繰り返しになりますが、会議の内容を録音して議事録を作成いたしますので、発言はマイクをお使いいただきますとともに、発言前には、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

3 議 事

(1) 改行及び職務代理者の選出について

(事務局 鷹野補佐)

それでは、3の議事に入ります。

議事(1)の会長及び職務代理者の選出について、お諮りしたいと存じます。

会長につきましては、条例第5条によりまして、委員の互選によることとなっております。会長の選任につきましては、委員の皆様の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見がございます委員におかれましては、挙手をお願いいたします。

(犛山委員)

すみません、委員の犛山でございますが、よろしいでしょうか。

(事務局 鷹野補佐)

ありがとうございます。では、マイクをオンにいただきまして、御発言をお願いいたします。

(犛山委員)

委員で互選という話を聞いておりますけれども、事務局で御提案がありましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(事務局 鷹野補佐)

犛山委員、ありがとうございました。

ただいま犛山委員から、事務局の提案という御意見がございました。皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局案のほうを申し上げたいと思います。事務局案でございます。これまで委員を4期、うち会長を直近2期お務めいただきました一由貴史委員に、会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、異議なしということで、委員の皆様の御賛同によりまして、一由委員が会長に選出されました。では、本委員会の議長につきましては、条例第6条の規定によりまして、一由会長ということでお願いしたいと思います。

最初に、会長のほうから御挨拶をお願いいたします。

(一由会長)

一言御挨拶を申し上げます。ただいま、皆様の御推挙によりまして、会長という職務を担うことになりました。よろしくお願いいいたします。

本審議会は、人権政策に関する重要事項について調査・審議するために設置されております。長野県の人権政策推進基本方針に基づいて県の人権施策が今後一層効果的に推進されるよう、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚なく御意見をいただきまして、活発な審議会になるよう御協力をお願いいいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

(事務局 鷹野補佐)

それでは、これより議事の進行を会長にお願いすることといたします。なお、事務局のほうから、議事におけますお願いを申し上げます。リモート出席の委員がいらっしゃいます。それから、会議の内容を録音して議事録を作成いたしますことから、会場に御出席の委員及び関係課・室の出席者の皆さんは、発言時はマイクをお使いくださいますようお願いいたします。また、全ての皆様へのお願いでございます。発言の際は、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

なお、議事録につきましては、委員の皆様には発言内容を確認した上で、ホームページに公表することとしておりますので、御承知をお願いいいたします。

では、議事に入らせていただきますが、リモート参加の委員の皆様には改めてお願い申し上げます。カメラは常時オン、マイクは発言時のみオンということでお願いしたいと思います。質問や意見等がある場合につきましては、チャットに発言希望とお名前を書き込んでいただけますようお願いいたします。こちらで確認して、議長が指名いたしますので発言をお願いいたします。

また、音声聞き取れないなどのトラブルが生じた場合につきましても、その旨をチャットに書き込んでいただきましたら、可能な範囲で対応させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

では、一由会長におかれましては、始めに条例に基づき職務代理者の御指名をお願いし、以降の議事進行をお願いいいたします。

(一由会長)

それでは、会議の進行をさせていただきます。議事に入ります前に、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理する委員を指名させていただきたいと思っております。会長の職務を代理するには、中島敏委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

続きまして、運営方法の確認です。審議会の運営について確認をお願いいいたします。まず、傍聴については、審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がい

らっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくことといたします。

審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成していただいた後、委員において内容を確認していただき、修正等があれば修正の上、会議から概ね1か月以内に県のホームページで公開することとなります。また、議事録においては、発言者の氏名が表記されるということになります。

以上、2点について御了解いただけますでしょうか。特段よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

(2) 審議事項

ア 令和元年度人権施策の実施状況について

イ 令和2年度人権施策について

(一由会長)

それでは、議事の(2)審議事項に入っていきたいと思います。

まず、アの令和元年度人権施策の実施状況について、イの令和2年度人権施策についてを、併せて、資料1、2により、事務局及び関係課の方から御説明をいただき、その後、ウの新型コロナウイルス感染症への対応についてを、資料4により事務局から御説明いただいた後に、委員からの御発言をお願いしたいと思います。

なお、途中、新型コロナウイルスの感染防止のために、適宜休憩、換気の時間を取りたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、事務局から人権施策の説明をお願いします。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課長の柳沢秀信と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、日頃から本県の人権政策への御支援、御協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。

私のほうから、アの平成元年度人権施策の実施状況、及び、イの令和2年度人権施策につきまして、資料1の令和2年度人権施策一覧により説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

この資料は、本県の人権政策のよりどころであります人権政策推進基本方針に掲げました人権施策の方向性と、11の分野別施策の方向性、それから、推進体制の区分に従いまして、県の施策を取りまとめたものでございます。

表紙をおめくりください。横版の資料になります。令和2年度人権施策一覧というタイトルがついているものでございます。表の左側半分には令和2年度の事業内容を、右側には令和元年度の事業実績を記載しております。時間の関係もでございますので、令和元年度

の特徴的な取組と、令和2年度の主な事業の概要を説明させていただきます。また、令和2年度の新規拡充の事業につきましては、各担当課からも御説明申し上げます。

まず、1ページ目でございます。表の左上に記載の「人権政策の基本方針」の項目で申しますと、第4章「人権施策の方向性」の1「人権の視点に立った行政」でございます。こちらにつきましては、No.1にございますとおり、知事を会長といたします長野県人権施策推進協議会による関係部局の連携を図るとともに、No.2から5に記載してございますとおり、関係各課において、職員向けの研修を行うことによりまして、取組を進めているところでございます。No.3の職員人権研修ですが、令和元年度は性の多様性をテーマとして取り上げ、実施いたしました。トランスジェンダーである当事者の方に御講演をいただき、生の声を直接職員に届けました。令和2年度におきましても、同じテーマを掲げ実施いたしまして、昨年度の今年度の2か年で、組織の中核である課長補佐級、係長級のほぼ全ての職員が受講することができました。

次に、下段の2「人権教育・啓発」です。(1)「学校における人権教育」につきましては、No.6から次ページのNo.10のとおり教育委員会で、また3ページ(2)「社会における人権教育・啓発」につきましては、No.11から次ページのNo.17のとおり、教育委員会と当課を中心にそれぞれ記載のような事業を行っているところでございます。

3ページのNo.13「人権尊重社会づくり県民支援事業」と、次の4ページのNo.14「地域発元気づくり支援金」につきましては、県民の皆さんが主体的に行う人権尊重に関わる取組を支援する事業です。資料1の後ろにそれぞれ別紙として事業概要等の一覧を添付しておりますので、また後ほど御確認いただきたいと思います。

No.15「人権啓発推進事業」の研修・講演会開催事業につきましては、企業人権教育推進大会として、企業関係者を対象に例年そのときどきの人権課題をテーマに開催しているところでございます。昨年度、令和元年度は、入管法の一部改正により新たな在留資格が創設されたことに合わせ、外国人労働者の受入れについて、筑波大学の駒井洋名誉教授に御講演をいただきました。今年度につきましては、11月6日に長野市で開催いたしまして、「コロナ禍における企業の対応」と題し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権課題への企業の対応の実例等につきまして、従業員が感染された事実を公表された企業として、セイコーエプソン株式会社の宮田剛部長に御講演をいただきました。

4ページ下段の(3)「人権啓発センターによる啓発」、No.18「人権啓発センター事業」です。人権啓発センターは、県民の皆様が人権に関する理解を深め、自分自身の課題として人権問題を考えていただく場として、平成12年12月に、千曲市の県立歴史館内に開設した施設でございます。記載のような啓発事業を行うほか、総合的な人権相談を行っているところでございます。

昨年度は6月から7月にかけて、近現代における部落差別問題をテーマとした企画展を開催いたしました。期間中は、NPO法人人権センター長野よりお借りしました資料や、解説パネルの点字、DVDの上映のほか、一般財団法人信州農村開発史研究所の斎藤洋一所長

による学習会も開催いたしました。

(4)「効果的な啓発」につきましては、人権・男女共同参画課で取り組んでいるものがございます。No.19「人権啓発推進事業」の研修・講演会開催事業につきましては、国や県が設定しております強調期間等に合わせ講演会等を開催し、効果的な人権啓発を図るもので、昨年度は12月の人権週間に合わせ、長野市において障がい者の人権をテーマとして、長野県人権フェスティバルを開催いたしました。

今年度は新型コロナの感染防止の観点から、集客イベントの開催をTV番組の制作に変更いたしまして、「尾木ママと一緒に考えよう！ぼくたちわたしたちの人権」と題し、教育評論家で法政大学名誉教授の尾木直樹さんを講師に、子供の人権をテーマに、子どもの権利条約を解説し、性の多様性、新型コロナ禍による学びまで、幅広く御講演をいただきました。

5ページをお願いいたします。No.20「人権啓発推進事業」の啓発活動推進事業でございます。これにつきましては、資料等を活用し、機会を捉え、様々な場面において啓発に取り組んだところでございます。松本山雅をはじめとした県内五つのプロスポーツチームと連携した啓発では、ホームゲームでの啓発や冠試合の実施、人権スポーツ教室の開催など、観戦に訪れる親子連れや若い皆さんから御高齢の方まで幅広く啓発を実施できる機会として、平成25年度から引き続き取り組んできているところでございます。現在、チームごとに1名ずつ、男女計5名に、長野県人権対しを委嘱し、チームによる啓発の最前線で御活躍、御協力をいただいております。

今年度は、コロナ禍により試合の開催そのものが懸念される状況でしたが、感染対策を徹底しての開催・啓発に取り組むとともに、それぞれのチームにおいて、人権に関する特設ホームページの開設や、SNSによる発信など、新たな手法による啓発に取り組み始めたところでございます。

(5)「人権に関わりの深い職業従事者に対する研修」といたしましては、No.21から28にありますとおり、教職員をはじめとする公務員や、医療・保健・福祉関係の皆様に記載のような研修を各課において実施しているところでございます。

6ページの(6)「国・市町村、県民、関係団体との連携・協働」、7ページ(7)「人権教育・啓発に関する情報提供」につきましては、記載のとおりでございます。

次に3「人権相談・支援」でございます。

(1)「総合相談体制の整備」といたしまして、人権啓発センターにおいて、各種の人権相談を実施するとともに、(2)にございますとおり、関係機関と連携して記載のような相談支援事業に取り組んでおります。また、相談窓口を広く県民の皆様にご案内いただき、相談していただくために、(3)に記載のとおり、ホームページ、リーフレット、ハンドブック等による相談窓口の周知といったところに取り組んでいるところでございます。

お手元には、今年度版のガイドブックなどお送りさせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

7ページの下の部分からは、第5章「分野別施策の方向性」として、同和問題、外国人など、11の分野別に施策を整理してございます。

少し飛んでいただきまして、23ページをお開きください。「分野別施策の方向性」の7「HIV感染者・ハンセン病元患者等」についてでございます。令和元年度におきましては、No.139のハンセン病の理解促進を図るため、多磨全生園を訪問し、県出身者との交流を行ったところでございます。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして、残念ながら療養所の訪問事業は中止という形になりました。その他の事業につきましては、同じように取り組んだところでございます。

次に25ページをお願いいたします。10「様々な人権課題」の(3)性的指向及び性同一性障害についてでございます。令和元年度においては、まず、県の職員を対象としまして、性的少数者の方々への理解促進と、適切な対応を進めることを目的として、性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを策定いたしました。こちらのガイドラインにつきましても、お手元にお送りしておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

また、今年度につきましては、このガイドラインを活用しながら取組を行っております。恐れ入りますが、資料の2の8ページ、一番最後のページを御覧いただきたいと思っております。今年度は、新規事業といたしまして、性的マイノリティ理解促進・支援事業に取り組んでおります。

3の取組内容を御覧いただきたいと思っておりますが、新型コロナウイルスのため、この計画どおりには実施はできておりませんが、学校において、生徒や教職員を対象として、理解を促進するための研修会や、相談体制を強化するために様々な相談対応を担当する職員を対象とした研修会などを実施したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございます。

では、各課から順次説明をお願いします。

(産業労働部労働雇用課 牧主事)

令和2年度新規・拡充事業の概要についての資料2の女性の1のところから御説明させていただきます。労働雇用課労働環境係の牧と申します。

職場環境改善促進事業についてですが、こちらは多様な働き方制度の導入などにより、誰もが能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境づくりを推進し、多様な人材の労働参加を促すということで、平成25年から実施している事業になっております。

こちらの事業内容は、主にアドバイザーの企業訪問による多様な働き方制度の導入促進となっております。年間2,500～3,000社を回らせていただいております。

この事業の新しい部分ですが、(2)「取組ノウハウの横展開」のところにある働き方改

革担当者の情報交換会というものを、回数を増やす予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止いたしまして、テレワークの導入マニュアルの作成に変更させていただいております。

新しい部分といたしましては、(3)の幅広い情報発信の①専用サイトの改修・統合です。こちらは専用サイト「ながのけん社員応援企業のさいと」というものを立ち上げているんですけれども、こちらには、従業員が仕事と家庭の両立ができるような職場環境づくりに取り組むことを宣言する社員の子育て応援宣言の登録企業と、職場環境改善と安定した雇用を進め、多様な働き方制度を導入・実践している企業として、職場いきいきアドバンスカンパニー認証を取得した企業を掲載している専用サイトとなっております。

こちらの職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業の働き方改革の取組ですとか、社員の声など、詳細を掲載できるような機能を追加いたしまして、先進企業の取組を、より具体的に発信していくことで、県内企業の取組を促していきます。

以上となります。

(産業労働部人材育成課 関課長補佐兼係長)

続きまして2「民間活用委託訓練事業費について」を御説明申し上げます。私は、人材育成課能力開発係の関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

民間活用委託訓練事業は、離転職者を対象に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を、NPO法人や高等教育機関など民間教育訓練機関等、県の短期大学校や技術専門校から委託して実施しています。受講対象者は、求職者のうちハローワークから受講指示、受講推薦、支援指示を受けた方で、受講期間は2か月から6か月の短期コースと、12か月以上24か月以内の長期コースがあり、教科書代など個人に帰属する経費以外の授業料や入学金は無料となっております。

訓練の内容は、短期コースではパソコンスキルや簿記、介護、CADなど、長期コースでは保育士、介護福祉士、栄養士、IT人材などがありまして、それぞれ資格取得や技能の習得を目指しております。

コースの中で、人手不足分野である介護系の受講率が低い傾向にありますので、介護の現場でも必要があつて、受講希望が高いパソコンスキルと組み合わせることにより、受講者の増加を図っています。

本年度は当初から、コロナ禍の影響で開講延期のコースがありましたが、雇用情勢が悪化する中、離職者の訓練需要を見込んで、98コース、募集定員1,323人を設定し、現在の定員充足率は72.4%となっております。例年女性の受講が多く、令和元年度は受講いただいた方の76.5%が女性で、全体の就職率は70.7%の中、女性の就職率は73.4%でした。

引き続き、長野労働局やハローワーク等と連携して、求職者の早期就職につながる訓練を実施していきたいと考えております。

以上です。

(健康福祉部地域福祉課 徳武企画幹兼課長補佐兼地域支援係長)

続きまして、3「権利擁護推進事業について」を御説明いたします。私は健康福祉部地域福祉課の徳武と申します。よろしくお願いたします。

この新規事業2本を始めた背景について御説明をさせていただきます。まず、平成28年に成年後見制度の利用促進法が施行されました。その後、国で利用促進の基本計画を出しております。さらに、令和元年度に目標が出てきておりまして、全部の市町村が制度の周知をしっかりとやる、それから計画を策定する、中核機関を設置する、協議会等の会議体を設けるといったような中で、県としても、県、社会福祉協議会が協力して市町村を支援していくという背景がございます。

そういう中で、啓発に関するセミナーでありますとか、市町村職員の研修会、ネットワークのための連絡会議、戦略会議、こういうものを市町村に実施していただくために予算付をしているというところでございます。

ちなみに、例えば成年後見制度の中核機関の設置は、県内77市町村のうち、直近で22市町村で設置されているような状況です。これを急いでおります。最終的には、県内、全国どの地域においても成年後見制度が活用できることを目指して進めておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(産業労働部労働雇用課 中澤課長補佐兼係長)

それでは、4「就職困難者のための就職サポート事業について」を、労働雇用課雇用対策係の中澤から御説明させていただきます。

この事業の目的でございますが、就職が困難な方、子育て期の女性、障がい者、母子家庭の母、中国帰国者等でございますけれども、こうした方々の就職を支援するために、県内10の地域振興局に、「女性・障がい者等就業支援デスク」を設置してございまして、求人开拓員につきましては、県内5の地域振興局に配置しており、求職者のニーズに沿った求人开拓から、就職後の定着まで一貫した支援を行うという事業になっております。

大きく二つの事業を掲げてございますが、一つ目の無料職業紹介事業につきましては、先ほど申しました五つの地域振興局に7名の求人开拓員を配置いたしまして、支援を行っているものでございます。

また、障害者雇用の企業の取組を広めるという目的のために、障がい者雇用に取り組む事業者と、それから職業人として働く障がい者の方を表彰する制度事業も行っているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(産業労働部人材育成課 関課長補佐兼係長)

続きまして、5「信州・未来のひとづくり塾事業について」を御説明申し上げます。私は、人材育成課の関と申します。よろしくお願いいたします。

資料2の事業内容(2)のところが該当いたします。この事業は、ものづくりに対する関心を高めるため、学校の依頼に応じて優れた技術を持つ信州ものづくりマイスター等を講師として学校に派遣し、児童生徒、学生に、熟練の技術と地域の企業を身近に知っていただく講座を開催するものでございます。

講座は発達段階に応じた内容としておりまして、小中学校では、資料に例示のほか、飯山仏壇、木曾漆器、フラワー装飾など、講師による講話と実演、児童生徒によるものづくりの技能体験を行っています。高校では職業高校での開催が多く、小中学校より高度な内容で実施しておりまして、大学や専門学校では、キャリア形成講座として、企業経営者による講話などが主な内容となっております。

特別支援学校、障がい者福祉施設では、アビリンピック、障害者技能競技大会の指導者や審査員を講師としてお招きし、資料に記載のほか、オフィスアシスタと、製品パッキング、染色などの講座を設けています。

令和元年度の開催実績は、小中学生18校、53講座、1,109人、高校14校、27講座、506人、大学2校、2講座、120人、特別支援学校等10校、13講座、120人です。令和2年度は講座数を増やして実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の中止や縮小開催が複数ありまして、結果として開催数は減少しております。1月末時点での実績見込み数は、小中学校19校、54講座、1,084人、高校12校、26講座、467人、専門学校1校、2講座、70人、特別支援学校等11校、11講座、95人となっております。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。各課からの説明は以上でよろしいですか。

続いて、ウの新型コロナウイルス感染症への対応についての御説明を、事務局からお願いいたします。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応について

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課の柳沢でございます。資料の4「新型コロナウイルス感染症に関する各分野の取組について」を、御覧いただきたいと思います。

冒頭の部長の挨拶にもございましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症に伴う差別や誹謗中傷といったことが大きな課題でございました。県では、市町村や関係機関等と様々

な連携をしながら、誹謗中傷等の防止に取り組んできたところでございます。それらの取組の現時点のものを整理したものが、資料4ということでございます。

主な取組について御説明いたします。資料の2行目でございます。人権全般の取組として、関係課で構成します「新型コロナ関連人権対策チーム」を部局横断で設置をしまして、全庁を挙げて取り組んでまいりました。

先日追加でお送りしました資料4の別紙を御覧いただきたいと思います。新型コロナウイルスに関する差別・誹謗中傷への支援体制ということで、新型コロナ関連人権対策チーム全体の取組状況を示したものでございます。

主な取組の一つは、左側にあります新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口の設置でございます。コロナに伴いまして被害を受けた県民の皆様などから相談を受け付けまして、ここで受け付けた相談等につきましては、その内容等に応じて一番下に掲げております機関等と連携し、具体的な対応を行っているところでございます。また、右側には効果的な啓発、施策の検討実施ということで、相談等の状況を踏まえまして、その状況を踏まえた啓発に取り組んでいるというところでございます。

昨年8月26日の開設以来、先週1月29日の金曜日まで、106日間で79件の電話を受け付けております。うち被害相談は29件、要望等は50件となっております。被害相談の受付状況は、感染状況が特に年末から年始にかけて大きく増えるということがございましたが、被害相談については、毎月5～6件というところで推移をしている状況でございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。人権全般の取組のもう一つの大きなものは、2行目の「コロナは思いやりと支え合いで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」でございます。誹謗中傷等からみんなを守り、県民が一丸となってコロナを乗り越えていこうという市町村や経済労働団体、PTAの皆さんとの共同宣言からスタートいたしまして、コロナへの不安から差別や誹謗中傷が生まれる仕組みを学び、自らの行動を考えてもらう「ココロのワクチンプロジェクト」、たとえ感染しても、「ただいま」「おかえり」と受け入れられる地域をつくる市民運動であります「シトラスリボンプロジェクト」を展開しているところでございます。

さらに、資料の真ん中以下に、弱い立場である子供や外国人などへの支援、また相談の取組、またそういった支援などに取り組む民間団体を支える取組といったことについても、記載のとおり取り組んでいるところでございます。

それぞれの取組の詳細につきましては、2ページ以降に資料をつけてございますので、御確認いただければと思います。

以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、ここで感染症対策のため、一旦換気の時間ということで休憩を取りたいと思

います。時間は約5分間で、現在14時22分ですので、14時27分を目安に再開したいと
思います。リモートで御出席の委員も一旦休憩ということでお願いいたします。

では、休憩に入ります。

< 休 憩 >

(一由会長)

そろそろ時間になりましたが、リモートで出席の委員さんはみんなおそろいでしょうか。
大丈夫でしょうか。では、おそろいということですので再開したいと思います。

先ほど御説明いただいた事業につきまして、委員の皆様から御意見等、御発言をお願い
したいと思います。いかがでしょうか。質問でも結構です。

では、増田委員、お願いします。

(増田委員)

送っていただいた資料のうち、「WE ARE “ALLY” 性の多様性を尊重するための職員ガイ
ドライン」を見せていただきました。すごく分かりやすくて、基礎から、それから当事
者の声、ライフステージに合わせてどんなことで困っているかなどまとめられていて、と
ても良かったと思います。

実際に、県の職員の皆さんにこれが行き渡ってから、職員の方々にカミングアウトされ
た方がいらっしゃるかどうか。詳しくは必要ないですが、教えてください。

以上です。

(一由会長)

今おっしゃったのは、別添資料のパンフレットですね。「WE ARE “ALLY”」というこ
のガイドラインについての御質問ですね。

今の点はいかがでしょう。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課の柳沢です。実際にカミングアウトした職員がいるかというお尋
ねでございますが、少なくとも私のほうでは承知はしておりません。もしかしたらいらっ
しゃるのかもしれませんが、それを把握しているようなことは特に取り組んでおり
ませんので、承知はしておりません。

よろしく申し上げます。

(増田委員)

ありがとうございました。

(一由会長)

では、ほかの委員さん、何かありましたらお願いします。

中島さん、お願いします。

(中島委員)

人権に関わりの深い職業従事者に対する研修について一つお聞きします。ここに掲げられている幾つかの職業に関しては、結構長く継続的にやってきていただいていると思います。

私自身が体験した中で、医療の関係で、看護師さんが精神障がいのある方への対応の仕方で、子どもを扱うような言葉遣いをしたということに対して母親が憤慨したということ、直接その母親から聞いたことがあります。どういうことかという、50歳にもなる自分の息子に、赤ちゃん言葉で対応したと。それに対して、もう80歳を超える母親が憤慨したということ、その母親から報告を受けたことがありました。

そういう意味で、ここに掲げられているものは、一つ一つが非常に大事なものになってくると思います。例えば、介護職員であるとか、いわゆる高齢者の施設の職員であるとか、そういう方々に対して一つ一つ見ていくと、結構たくさんあると思います。その中で、医者への啓発活動についてはどのように行っているのか思うわけです。

3年ほど前に、私は大けがをして10日ほど入院したことがあります。そのときに、ちょっと嫌な思いをしました。というのは、患者としていろいろ聞きたいが、なかなか聞きにくい対応の仕方をされて、具体的にうまく言えなくて申し訳ないんですが、非常にそのときに嫌な思いをしました。こういう医療関係者への研修というのはどこでどのようにやっているのかがここで見えなかったのですが、教えていただければと思います。

以上です。

(一由会長)

今の点は、御回答は可能ですか。

では、お願いします。

(健康福祉部保健・疾病対策課 小澤課長補佐)

保健・疾病対策課の小澤と申します。私のほうから、今の御質問の関係は一部お答えできるかと思っております。

医療全体、あるいは医師全体の研修等は、恐らく医療政策課が担当かと思っております。保健・疾病対策課では、精神保健の分野を担当しております。先ほど精神障害の方への対応についてもお話がありましたが、その部分だと思います。精神障害の方についての全体の研修というのはないのですが、例えば認知症の方、依存症の方といった方へのかかりつけ医の

方への研修、専門医の方の研修は一部担当しております。

そういった中で、先ほどお話にもございましたように、認知症の方への対応等について、人として接する、どうしても相手が分かっていないのではないかという接し方をしてしまう場合があるのですが、そういったところに対して、まず接し方を見直していく必要があることは研修の中でも触れている部分がございます。そういった人権の部分にフォーカスしたわけではないのですが、必要な専門的な知識等の研修を行う中でも、そういった部分については触れているところがあると考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

(一由会長)

中島委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

閻委員さんから、発言をお願いしますとありますので、閻さん、お願いいたします。

(閻委員)

閻です。質問ですが、事業一覧の7ページの(18)の人権相談が154件もあったということですが、その中で、主にどんな人権に関する相談なのか。外国人なのか、それとも同和問題なのか。今回のコロナはないと思いますが、少しでもいいので具体的に教えていただきたいです。

(一由会長)

この点の回答は可能ですか。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課の柳沢でございます。人権啓発センターの相談の内容というお話です。特筆してどこかの分野が多いというようなことは余りないようでございます。

当然、今の御質問の中にもございましたとおり、この154件は令和元年度の話ですので、コロナについては基本的にはないということでございます。外国人も、基本的にはあまり相談はなくて、一般的にご自身の人権が尊重されなかったという形での相談が中心と認識しております。

以上です。

(一由会長)

閻委員さん、よろしいですか。

(閻委員)

こういった相談は、ある程度傾向があると思います。同和問題や、性に関するものや、県民の関心があるものですか、どういう人権問題があるか相談の内容が分かると、県でその人権問題に取り組むようになると思います。つまり、こういう問題がある、という具体的なことが無いと漠然としていて、これからの取組の方向性についてもはっきり分からない。これからは、こういう問題について報告いただければ、県民としても気を使うようになると思います。

以上です。ありがとうございました。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

閣委員さん、ありがとうございます。

ただいま御意見を頂戴したとおり、相談の傾向をしっかりと把握して、それを踏まえた形で我々の取組を進めていくというのは御指摘のとおりです。私どもの取組とすれば、しっかりと分析した上で、それを踏まえた形でどこに重点を置くのか、どのような形で取り組むのが効果的なのかというところに反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(閣委員)

ありがとうございました。

(一由会長)

続きまして、菅沼委員から発言がありますということですので、よろしくお願いたします。

(菅沼委員)

菅沼です。よろしくお願いたします。今、県でも SDGs について積極的に取り組むという視点がありますが、SDGs は誰ひとり取り残さない、**Leaving no one behind** と言うのでしょうか。ベースのところには人権の問題が据えられていますし、17 の目標のかなりの部分は人権そのものということがあると思いますが、今ここで紹介していただいているような人権施策が、現段階で SDGs の中にどう位置づけられているのかということと、今後どうしようとしていくかということがあれば教えていただきたいと思っております。

(一由会長)

ありがとうございました。

今の点はいかがですか。可能ですか。

では、お願いたします。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女の柳沢でございます。今、菅沼委員さんから御指摘いただきました SDGs、まさにお話しいただきましたとおりでございます。誰一人取り残さないという、SDGs の考え方をきちんと普及させていく、またその社会を実現していくということは人権が尊重される社会の実現にもつながっていくものと考えております。

現時点では、具体的に SDGs と関連づけて取組を位置づけているということは正直ない状況ではございます。ただ、また改めてお願いをしていきたいと考えております。本県の人権政策推進基本方針、この改定に当たっては、その SDGs との関係も明確化していきたいと考えているところでございます。その辺りは、改めまして、別の機会のところで委員の皆様にも多方面から御意見を頂戴したいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

(菅沼委員)

ありがとうございました。

(一由会長)

続きまして、花岡委員さんから発言がありますということなので、花岡委員さん、よろしくお願いたします。

(花岡委員)

県議会の花岡です。資料4の別紙のほうで、新型コロナに関する差別であったり誹謗中傷への支援体制では格段のお取組をいただいていると思います。106日間で79件の電話があったという報告をいただいたわけですが、インターネットの書き込みチェックということを見ると、インターネットであったり、そういったものの対応が求められている、重要であると感じるところもあります。この電話以外の対応というものはあったのかということが一つ。

それと、ネットであっても電話であっても、相談をされる方の匿名性は保たれているのか、この2点についてお伺いさせてください。

(一由会長)

今のは、回答が可能ですか。

お願いたします。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女の柳沢でございます。資料4の別紙、新型コロナに関する誹謗中傷への体制ということで、人権対策チームの取組でございます。

まず、2点いただいた中での1点目、電話以外の対応があったのかということですが、

ネットの書き込みも含めて、被害の相談のフォローとしては電話のほうを中心にやっております。ネットの書き込みチェックのところですが、新型コロナに関しての誹謗中傷の書き込みがないかというところを職員で確認をして、そちらについては、仮にあった場合は、その画面を保存するということを通して、今後その当事者から何らかの具体的な対処をしていきたいという際に参考の資料として御活用いただくことを目的として行っております。ただ、現時点ではそのような事案はございません。

相談の匿名性については、当然のことながら、匿名性をしっかりと担保して相談のほうは受け付けております。

(一由会長)

花岡委員さん、いかがでしょうか。

(花岡委員)

ありがとうございます。匿名性が保たれているということで、先ほどの闇さんと同じような形になるのですが、要望が50件寄せられているということです。これについては、要望をされた方は、感染された方であるのか、それともその関係の方であるのか。また、このような対策が取られたほうがいいのではないかという大きな提案だったのか、その点が気になったのでお答えいただけますでしょうか。

(一由会長)

お願いします。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

50件の要望の関係でございますが、こちらは、要望をいただきました方、またその内容は大変多岐にわたっております。感染されて誹謗中傷を受けられた方もいらっしゃいますけれども、その関連の方、また全くそういうことではなくて一般の県民の方、要望をいただいた方は様々な方がいらっしゃいます。

また、内容につきましても、こういうことがあったので承知しておいてほしいというようなお話から、県で取り組んでおります誹謗中傷抑止の取組に対する具体的な提案、例えば、もっと知事から発信してほしいといったところをいただいております。

以上です。

(一由会長)

いかがでしょうか。

(花岡委員)

知事からの発信というのは、定期的な会見の中で行われている、あの中に含まれているということによろしいですか。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

私どもとすれば、定例会見、またコロナに伴う会見、その中でも常に発信するようにはお願いしております。また、誹謗中傷の発生状況など、報道などで取り上げていただくときには、注目を集めることもございますので、そういったときの会見や、さらには、共同宣言など、機会を捉えて発信をするということも、含んでおります。

(一由会長)

花岡委員さん、何かありますか。

(花岡委員)

知事からの発信というのは、かなり強力というか、強烈なところがありますので、引き続きの取組をお願いさせていただければと思います。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。

続いて、増田委員さんから発言をということで、増田委員さん、お願いします。

(増田委員)

増田です。学校現場でのジェンダー、性別違和について教えてください。25 ページ、様々な人権侵害の(3)「性的指向及び性同一性障害」、学校現場でどのような対応をされているか、教育委員会の方にお聞きします。

恐らく文科省からは、性別に違和感を持つ子供たちなどに対して学校現場で適切に対応するよという通知があると思うんですが、実際に今、学校現場で子供たちについてどのような教育がなされているのか、知らないものですから教えてください。

以上です。

(一由会長)

今の点は、教育委員会の心の支援課さんがいらしていますが、回答は可能ですか。

お願いします。

(教育委員会心の支援課 中沢企画幹兼課長補佐兼人権支援係長)

心の支援課の中沢と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。今の御指摘のとおり、

文科省から出ております指針に沿いまして学校現場でもやっていただくように、教職員の研修の中で、その文科省の冊子等も示しましてお願いをしているところでございます。

昨年、どのような形で学校現場で教育されているかという調査もさせていただいたんですけども、例えば、ランドセルの色や、女性でもスラックスを履くとか、修学旅行のときのお風呂の扱いですとか、そういうことも含めて、学校現場のほうで取組をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

(一由会長)

増田委員さん、何かございますか。

(増田委員)

実際に小児科では、もう小学校高学年くらいのお子さんから、性別に違和感がある例が見られることがあります。体は男性だけれども心が女性、体が女性だけれども心は反対というような性同一性障害の場合には、思春期が始まって、時間がたたないうちに診断をつけて対応しないといけないんですね。思春期が始まって終わるまでの期間は約5年なのですが、その間に、男性でしたら声変わりをしてがっちりした体になってヒゲも生えてくるわけです。でも、心が女性だったら、その男らしい肉体で若い時代を過ごさなければならぬんですね。ですから、性同一性障害などの問題を抱えているかもしれないお子さんの場合には、対応を先送りするのではなくて、何か気になることがあれば、早目に専門医療機関につなげていただきたいと、現場からは思います。

さらに、学校の先生方への研修も大事なのですが、どういうふうにご子供たち自身に知識を持ってもらうかということも、同時に行っていただければと思います。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

活発に御質問等を出していただいておりますが、小林委員さん、犖山委員さん、何かございますか。あればお願いしたいと思っております。

(小林委員)

小林です。今いろいろお話を聞いている中で、先ほどのSDGsの取組がどんな関連性を持っていくのかというお話がありましたが、これから考えていく中でも、そこでつながりをどう持っていきかが来年度等の施策を考えていく中では大事なところだと思いますので、ぜひそこをつなげながら、方針を出していかれたらいいなと思っております。

以上です。

(一由会長)

御意見をいただきました。ありがとうございます。

犛山委員さん、何かございますか。

(犛山委員)

皆さんの意見をすごく参考になって聞いておりましたもので、特にいいんですけれども、しいて言えば、新型コロナウイルスの差別・誹謗中傷防止の支援体制ですが、ホームページやテレビ、マスコミを使っているいろいろ対策を取られていますが、一覧表の中に、新聞社での啓発が書いていなかったのですが、恐らくされているかと思ひます。

新聞・テレビはそれなりに発信の仕方で見ると人がいて、テレビは一瞬で過ぎるけれども、新聞はずっとその場で見るとか、みんなで回して見る場合がありますので、新聞社さんも啓発を出していただいて、全てのメディア、媒体を通じて徹底してこういう対策を取っていただければいいかと思ひています。

以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。

今お話があったような、報道機関と県とで何か配慮をお願いしているとか、そういったことはございますか。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女の柳沢でございます。ただいま犛山委員さんから、新聞・テレビ全てのメディアを活用して発信をという御意見を頂戴いたしました。

資料では、新聞は御指摘のとおり明確には書いていないんですが、先ほども御説明申し上げました、「コロナは思いやりと支え合いで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」、こちらの特にココロのワクチンプロジェクトの展開に当たりまして、新聞の広告も出させていただいております。

こちらのほうでは、プロジェクト、またキャンペーンに御賛同いただいている長野県在住の著名人の方、そして、実際にココロのワクチンプロジェクトを進めていく中でお寄せいただいた県民の皆さんの声というようなものも、その紙面の広告に出させていただきます、県民一人一人がコロナの感染、またそれに伴う誹謗中傷というものを自分事として捉えていただきまして、そういうことが発生しないように、そういうことを自分で変えていくということを啓発・発信させていただいているところでございます。

また、今後もしろいろな機会を捉えまして、また様々な媒体を活用して発信していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかにございますか。閻委員から、また発言しますということで、閻委員さん、お願いします。

(閻委員)

資料 15 ページの No.67 の女性に対する保護のことです。一時保護施設への入所支援を行ったといっていますが、具体的にどのぐらいの人数を保護されたのか。そして、ほかの県と比べて多いのか、少ないのか。この資料だけでは全然分からないです。もし教えていただければお願いしたいです。

(一由会長)

今の御質問は、施策の 67 番の女性保護事業に関して、一時保護や女性保護施設の入所の件数や人口比といったデータのものが今分かればということですね。これは御対応可能でしょうか。

お願いします。

(県民文化部こども・家庭課 上条課長補佐)

県民文化部こども・家庭課児童相談・養育支援室の上条と申します。よろしくお願いたします。

今、御質問がございました女性の DV 等に関する保護の実施状況と県内の状況でございます。これにつきましては、いろいろな指数がありますが、実人員と延べ保護日数で統計が出ております。令和元年度につきましては、県内の保護人員が実人員で 14 名、延べ日数にいたしまして 144 日。30 年度につきましては、実保護人員が 15 名で、延べ保護日数が 164 日、29 年度につきましては、保護人員が 11 名に対しまして、保護延べ日数が 227 日というようになっております。

これにつきましては、県内の女性相談センターのほうで保護をを行うケースのほか、契約をしております一時保護委託施設、県内の福祉施設等に委託しておりますものの合計になります。これはあくまでも一時保護ですので、この中からその後一時保護から実際の避難、さらにまた次の生活の場所へというケースで一時保護の後に対応させていただいていくところがございます。

県内の保護の状況でございますが、すみません、特段ほかの県等と比較いたしまして、保護状況が多いのか少ないのかといった分析はしておりませんので、数字上では持ち合わせておりませんが、昨今の先ほどの実人員等を見ますと、特に大きく増減はしておりません。

ただ、ここ1年ほど新型コロナウイルスの関係で、DVに関する相談が非常に増加している中で、実際保護まで至っているケースは増加していないのですが、そのような状況の中で、非常にDVに関する相談体制の充実が求められております。県といたしましても相談のほうをしっかりと乗らせていただいて、必要なものにつきましては保護をしっかりとやって、女性の人権や、同伴児童も含めて保護する場合もございますので、そんな形で支援の充実に向けてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

(閻委員)

ありがとうございました。長野県は都会と違って、保護にあたっては便利な面もあると思いますが、情報がすぐに伝わる危険もある。被害者と加害者の関係に立ち入ることは難しいと思います。施設は、保護を百何十日間もしているの、すごくしっかりしていると思いますが、プライバシーに対しては、保護の後どこに行くとか、難しい問題もあると勝手に心配しています。結構です。ありがとうございました。

時間的に、もう一つよろしいですか。

(一由会長)

どうぞ。

(閻委員)

似ているようですが、23ページのNo.131、自殺についてのことです。この件だけは全国の人数があつて、長野県の人数は入っていません。さっき教えていただいた情報では、毎年少しでも変化があると思いますが、長野県は、やはり山間部で長い冬のある地域と、松本市みたいに割と明るいところとあつて季節の問題もあるし、全体的なことともいろいろあるので、むしろ具体的な情報が、つまり県内の北部とか中部とか、長野県の自殺者の特徴が分かれば、対応策としても、一つの目安、指針になるかと思っておりますが、ここには全く人数もないですね。それがもし分かれば教えていただければと思います。

(一由会長)

今の御質問は、131の自殺者の数の問題で、長野県の状況はどうか。あるいは地域ごとの特徴や人数等で顕著な違いがあればというお話ですが、こちらは回答可能ですか。

(健康福祉部保健・疾病対策課 小澤課長補佐)

保健・疾病対策課の小澤でございます。こちらのデータ等の記載が少なくて申し訳ござ

いませんでした。自殺者についてですが、長野県内では、令和元年度は 350 名の方が自殺されたというデータとなっております。その前の平成 30 年が 313 人ですので、少し増加してしまったという状況がございます。

ただ、全体的な傾向は全国とほぼ同じような形で、21 年ごろから減少傾向にあるのかなと考えているところでございます。

長野県の自殺者の特徴としましては、未成年者が多いという課題がございます。これは全国と比べても多い傾向がございます。このため県では、特に子どもの自殺について特化したプロジェクトチームを立ち上げたり、あるいは子どもの危機対応チームということで、ハイリスク、やはりいろいろな状況から自殺する可能性が高い、この子はちょっと危ないかもしれないと周囲が認識したお子さんに対して、どういった支援がいいのかということを支援者の皆さんにアドバイスをするという形のチームを令和元年度から立ち上げて、そういうことで対応しているところでございます。

先ほど地域ごとの状況もあるのではないかという御意見もいただきました。実際、地域別の自殺者の傾向、数の違いは確かにあるところでございます。今手元に資料がなくて具体的なことは申し上げられなくて申し訳ないのですが、平成 30 年に県で策定しました自殺対策の推進計画の中にも、地域ごとの自殺者数等のデータは示させていただいているところでございます。

こういった点につきましては、今、市町村ごとに自殺対策の計画をつくって取り組んでいただいているところでございまして、各地域で、その地域に合わせた自殺対策に取り組んでいただいているものと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。

閻委員さん、いかがでしょうか。

(閻委員)

よく分かりました。青少年、つまり未成年でしたら、あまり地域と関係ないかもしれないと、勝手にまた考えています。信大でも、大学院に入ってから将来についての不安があると思うのですが、今の未成年に対しては、やはりいじめとの関係があると思われます。外国では鬱、病気との関係もあるので、少なくとも県内の未成年の自殺者の原因となるものが、鬱なのか、あるいは病気なのか、先ほどの性に関する事なのか、いじめの問題なのか、具体的な傾向がもしあれば、多くの人にも伝えられるし、みんなが注意する、関心を持つようになると思います。これからそうなるとおっしゃったので、ぜひお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

(一由会長)

では、そろそろ時間ですので、どうしてもということがあればですが、よろしいですか。西澤さん、お願いします。

(西澤委員)

西澤です。県のほうでは、女性の人権についての相談窓口がたくさんございます。人権啓発センターとかいろいろなところでそれぞれ対応されていると思いますが、私は今、法務局で人権相談を担当しております。女性の人権で、DVなどで保護してほしいということで県の女性センターへお電話しても、通じないというか、お話し中のことがたびたびあります。女性センターの相談専用電話は回線が1本しかないんだと思うんですけども、お話し中のときはどこへかければ確認できるかということも、私たち相談者にお知らせいただければよろしいかと思います。急ぐときにはちょっと困るので、お願いしたいと思います。

(一由会長)

今の件は何かございますか。

(県民文化部こども・家庭課 上条課長補佐)

こども・家庭課児童相談・養育支援室の上条でございます。今の御指摘の関係ですが、おっしゃるとおり、女性相談センターの相談員は、基本的には2名程度で体制を取っております。恐らく回線も1回線で対応しているかと思えます。

ほかにも、DV相談につきましては、県ですと10の福祉事務所がございます。あと、市の福祉事務所も、全てではないんですが、現在7割ほどの福祉事務所には女性相談員さんが配置されており、そこでもDV相談、被害相談を受け付けております。そちらのほうで受けていただいて、専門的な保護や入所等の措置が必要と判断される場合には、また女性相談センターなり、あるいはそのほかの支援機関につなぐといったようなことで対応しております。

こちらのほうは専門の相談員がそれぞれ1名おりますし、管轄範囲はそれぞれの福祉事務所の住所を有する方ということになりますので、女性相談センターのほうに御相談いただいてもいいですが、初期相談であれば、県でも受付を実施しておりますし、それぞれの市でも、基本的に福祉の窓口で女性相談を受け付けておりますので、まずはそちらに御相談をいただいて、必要であれば専門的な支援を、県の女性相談センターですとか、支援機関でさせていただくということになっておりますので、そんな形でお願いできればと思っております。よろしくお願いたします。

(一由会長)

西澤さん、よろしいでしょうか。

(西澤委員)

ありがとうございました。

(一由会長)

そろそろ時間がまいりましたので、ここで審議事項は終わりにしたいと思います。

(3) 報告事項

ア 令和2年度人権に関する県民意識調査結果（速報）について

(一由会長)

次に(3)の報告事項、アの令和2年度人権に関する県民意識調査結果（速報）について、資料3により御説明を事務局からいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画の柳沢です。資料3の令和2年度人権に関する県民意識調査結果につきまして、御説明を申し上げます。

まず、この県民意識調査の実施に当たりまして、委員の皆様には、お忙しい中調査項目の設定などに多大な御協力をいただきました。おかげさまで、無事調査を実施することができました。改めまして御礼を申し上げます。

おさらいになりますけれども、最初に資料3の1ページ目の調査の概要をお願いします。この目的でございますが、1に記載のとおり、現在長野県人権政策推進基本方針の改定を予定しているところですが、その基礎データとするためでございます。

調査は3に記載のとおり、層化無作為抽出によりまして、満16歳以上の男女2,000人に対し、郵送によって実施いたしました。

4に記載の項目についてお聞きをいたしまして、5に記載のとおり、1,300人から回答をいただき、回収率は65%ということでございます。この回収率は、前回、平成27年度調査の49.7%から大きく向上したところでございます。この背景には、新型コロナウイルスに伴う誹謗中傷等、またインターネットによる人権侵害といったような、様々な人権課題が報道される機会が多かったためではないかということと推測しているところでございます。

現在、過去の調査との比較など、調査結果の分析をお願いしているところでございますので、詳細につきましては、次回の審議会で改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

本日のところは、取りまとめた結果の報告ということで、また後ほど御確認いただければ

ばと思います。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

この報告は、さっきおっしゃったように速報ということですが、現時点で事務局に確認しておきたいといった事項はございますか

菅沼委員と犂山委員。では、菅沼委員お願いします。

(菅沼委員)

よろしくお願いいたします。この調査は継続してやっていることですので、同じ方法で繰り返して経過を見ていくのは意味があることだと思いますけれども、今、施策をつくる上では、若者の意見をどう施策に反映するかということが非常に重要だと思っています。

その点から見ますと、この調査は 2,000 人を年齢別に人口比に応じて調査したものだと思います。回収率が 65% で高かったのはいいんですけども、35% は答えていないわけで、次の 2 ページの年代別を見れば、若者の割合が少ないわけですね。30 代まで合わせても 20% 弱、50 歳以上の方が 60% 以上ということになるわけです。普通の人口比よりも、さらにもっと高齢者の意見がここに反映されているのは間違いないわけです。

ですから、この調査はそれはそれとして重要だと思いますけれども、もう少し、これは人権施策だけではないと思いますけれども、若者たちがどう考えているかをちゃんとリサーチするというのを、やはり別にやらなければいけないのではないかと感じているところ です。

例えば、ちょっと 24 ページ、25 ページを開いていただければと思いますが、問 10 で、「あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。あてはまると思う項目すべてに○印をご記入ください」というのがあります。上位三つ、1、4、2 は全ての年代で上位ですが、4 番目以降について、特に 7 にある 5 「学校や就職先の選択など、子どもの意見を大人が尊重しないこと」というのは、トータルとしては 7 番目ですよね。順位からいけばかなり下になりますが、年代別に見ますと、若い人たちは 40% ぐらいが挙げているんですね。10 代、20 代は 40% ぐらい挙げている。高齢の人たちは 10% から 20% ですが、トータルとすると 21% にしかならないわけです。

これはたまたま私が見ていて気がついただけで、この調査の取り方では、こういう結果がいっぱい出てくる可能性があると思います。

ですから、この調査は調査として、やはりもう少し年代の若い人たちの考えをどう引き出し、それを施策に乗せていくのかということ、新たな視点として持っていかなければいけないのではないかと、まだ速報値ですけども、この結果を見ながら感じたところ です。

以上です。

(一由会長)

御意見ということでよろしいですか。

(菅沼委員)

はい、結構です。

(一由会長)

若者のということですね。ありがとうございます。

犛山委員さん、お願いします。

(犛山委員)

犛山です。たまたま今の菅沼先生と似たような意見ですが、やはり 65%の回収率は非常に高いと思うんです。ただ、その残り 35%、例えば、今の 3 ページを見ていただきますと、ほとんどの方々が「重要だと思う」、「どちらともえない」以上、かなり関心が高い、重要に思っているとなりますが、恐らく上がってこなかった 35%の方は、もしかしたら関心がないとか、重要だと思っていない人がかなりいらっしゃるかもしれない。それはもしかしたら若い人かもしれませんし、です、この回収率が高かったことの裏に、実はかなりの方々が関心がない、重要ではないと思っている人たちがいることを前提に、これをまとめて改定に持って行っていただきたいと思います。

それと、6 ページですが、「1 関心がある」「2 少し関心がある」と答えた方にお伺いします。きっかけはどこで関心を持ちましたかというところですが、トップ 3 を見ますと、ネットやテレビなどのマスコミ、誹謗中傷の関係だと学校教育になっています。そういうところですごく関心を持ったというふうになっています。何ページかめくってもらいまして、16 ページになりますと、見聞きしたことがある県の人権啓発活動はどれですかという欄で、実は 8 番目に「どれも知らない」という方が 32%もいると。そのうちわけは、17 ページを見ると、やはり若い方が「どれも知らない」ということが多いです。

それであれば、先ほどの話、若い方がどれも知らないのであれば、学校における人権教育で徹底をしたり、あとネットやテレビで啓発したりというふうにやれば、若い方々でどれも知らないという人たちが減るんじゃないかと。そういうふうに読み取ることもできますので、ぜひこの回答を有効に活用して改定していただいて、冊子をつくった後、改定の方針をつくった後、いかに実行をすぐやっていただくかというところを、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(一由会長)

御意見をいただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

中島さん、お願いします。

(中島委員)

お願いします。中島です。このアンケートは一般的な県民に向けて出したのであって、いわゆる当事者の意見をどのように組み入れていくのかについて、ぜひ今後の方向を教えてくださいいただければと思います。

というのは、12月の初旬、42歳になる女性から私に電話が来ました。同和地区出身である自分であるが、中学1年生になる息子にまだ話していない。そして、中学校で部落差別の勉強をしてきたということを息子が報告してくれたと。「お母さん、知っているか」という聞き方をされた。夫と何も相談していなかったもので、その場では「知っているよ」と言うだけで、取りあえず過ぎたと。ただ、感受性の高い息子だから、私の表情を読み取って何か感じたかもしれない。いつかは話すつもりではいるけれどもという電話が来ました。12月の暮れが迫ったころに会って話をしました。

なかなか誰にも相談できない。親に相談すれば心配する。ほかに相談するところがなかなかない。そしてこういう意識というのはどこにも出てこない。何の調査にも出てきていないのではないかと思います。

ぜひ、当事者が日常の中でどんなことを感じて、そして行っているのかを、何らかの形で、同和問題だけではなくて、全ての人権の問題について、やはり当事者の意見というのを相当聞いて考えていかななくてはならないのではないかと感じています。

以上です。

(一由会長)

今のは意見というところでよろしいですか。

(中島委員)

はい。

(一由会長)

では、今の意見も踏まえて、またお願いいたします。

それでは時間の関係もありますので、この件については終わりにしたいと思います。

イ その他

(一由会長)

次の報告事項、イ、その他について、事務局から報告はありますか。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課の柳沢でございます。私のほうから、1点報告を申し上げたいことがございます。犯罪被害者等の支援施策の関係でございます。本県の現在の犯罪被害者支援については、資料の1、24ページに記載させていただいているところでございます。また、一方で、報道等で御存じのことと思いますが、昨年9月定例会県議会におきまして、よりよい犯罪被害者等支援施策のために条例の制定を含め検討していくというような答弁を知事のほうからさせていただいているところでございます。

そこで来年度でございますが、犯罪被害者等支援について、専門的な知見を有する方などから御意見をお聞きしながら、支援施策の具体的な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様には、そういう動きがあるのだということで御承知おきいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、議事は以上となりますが、全体を通して委員から何か御発言はございますか。よろしいでしょうか。

では、委員各位には円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

以上で、本日の議事を終わらせていただきます。

では、進行を事務局へお返しします。

(事務局 鷹野補佐)

事務局・鷹野でございます。一由会長、議事進行いただきありがとうございました。

4 その他

(事務局 鷹野補佐)

続きまして、次第4のその他についてでございます。事務局から、次回の開催日程を御案内申し上げます。

次回の審議会の開催予定でございますけれども、3月23日火曜日の午後1時半から、今日と同じ時間から開催したいと考えております。今回速報という形で報告いたしました、先ほど課長のほうから説明申し上げました県民意識調査につきまして、分析結果の御説明でありますとか、人権政策推進基本方針の改定に向けました御審議等を予定してまいりたいと考えております。時期が3月23日ということで、年度末となってまいります。公私ともに大変お忙しい時期となりますけれども、どうか御都合をつけていただきたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない時期でございます。今回同様にオ

ンラインによります会議となる可能性が非常に高うございますので、あらかじめ承知くださいますようお願いいたします。

ただいまの連絡事項でございますが、特に質問等よろしいでしょうか。

5 閉 会

(事務局 鷹野補佐)

では、最後に柳沢人権・男女共同参画課長から、閉会の挨拶を申し上げます。

(県民文化部人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女の柳沢でございます。委員の皆様には、お忙しい中、本当に長時間にわたりまして審議いただきましてありがとうございます。

本日頂戴いたしました御意見につきましては、今後の県の施策のほうにしっかりと反映させていきたいと考えております。また、次回に向けましての御助言、御意見も頂戴しております。人権政策推進基本方針改定のほうもしっかりと進めていきたいと思っております。今後とも引き続き、それぞれのお立場から貴重な御意見、また御指導を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、閉会の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(事務局 鷹野補佐)

以上で、令和2年度の長野県人権政策審議会、本日の審議会を閉じさせていただきます。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(了)